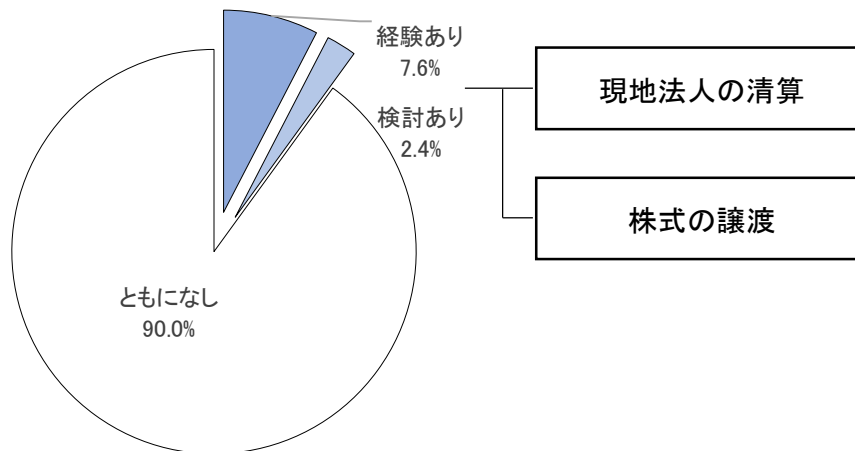


海外拠点の移転・撤退

- 海外に進出する中小企業が多くいる一方で、移転・撤退を余儀なくされる中小企業がいることも実情です。7.6%が「海外拠点の移転・撤退を経験したことがある」、2.4%が「検討したことがある」と回答しており、海外における事業継続の難しさが窺えます※1。
- 期間面では、2年未満が7割強を占めた一方で、3年以上要したケースも1割程度います※2。また、費用面では、清算にかかる会計・監査、登記にかかる弁護士、工場など現状復旧など多岐に亘ります。
- このように移転・撤退には、進出以上に大きな負荷がかかることから、進出の際には十分に進出計画を策定するとともに、出口戦略を検討することが重要です。

<移転・撤退の経験・検討とその方法>



<主な課題>

労使間、従業員との対応(退職・解雇等)

現地パートナーとの契約解消等

投資資金の回収困難

撤退基準など事前に出口戦略を検討することが重要

※1(出所)信用金庫取引先海外事業状況調査(信金中金実施)

※2(出所)中小企業基盤整備機構 平成28年度中小企業海外事業活動実態調査報告書

清算手続き

- 清算手続きについては、期間も2、3年かかる可能性があるなど実務面の負荷が大きいことから、現地の規制等に精通したコンサル等を活用することが一般的です。
- 実際の手続きは国や地域の規制等に応じて異なりますので、個別の規制等についてはご相談ください。
- 例えば、タイにおいては、解散登記以降も毎月税務手続きが必要になるなど、以下のような清算手続きが必要となります。

<タイにおける主な清算手続き>

	主な手続き
当社	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 株主総会で解散決議・清算人任命、新聞で解散公告 ✓ 資産・負債の整理、清算財務諸表の作成・監査 ✓ 株主総会で清算完了承認、新聞で解散公告
商務省への対応※	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 決議から14日以内に解散登記 ✓ 14日以内に清算完了登記、法人抹消
歳入局(税務署)への対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 決議から15日以内にVAT登録抹消申請 ✓ 登記から150日以内に清算財務諸表・法人税確定申告 ✓ 税務調査、VAT登録抹消通知

※ 清算まで3か月ごとに商務省に報告が必要